

うきは市告示第10号

平成28年第1回うきは市議会定例会を次のとおり招集する

平成28年2月24日

うきは市長 高木 典雄

記

1 期 日 平成28年3月3日（木）午前9時

2 場 所 うきは市議会議場

○開会日に応招した議員

岩淵 和明君

鑑水 英一君

熊懷 和明君

中野 義信君

佐藤 湛陽君

上野 恭子君

江藤 芳光君

藤田 光彦君

伊藤 善康君

諫山 茂樹君

櫛川 正男君

大越 秀男君

三園三次郎君

高山 敏枝君

岩佐 達郎君

○3月7日に応招した議員

○3月8日に応招した議員

○3月23日に応招した議員

○応招しなかった議員

平成28年 第1回 (定例) う き は 市 議 会 会 議 録 (第1日)

平成28年3月3日 (木曜日)

議事日程 (第1号)

平成28年3月3日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程 (報告第1号1件、議案第1号から議案第43号まで43件)
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告 (総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会)
- 日程第7 報告第1号 専決処分の報告について (事故による損害賠償の報告について)
- 日程第8 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて (うきは市税条例等の一部を改正する条例等の一部改正について)
- 日程第9 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて (平成27年度うきは市一般会計補正予算 (第4号))
- 日程第10 議案第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第5号 平成27年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第12 議案第6号 平成27年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第13 議案第7号 平成27年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第14 議案第8号 平成27年度うきは市下水道事業特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第15 議案第9号 平成27年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第16 議案第10号 平成27年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算 (第2号)
- 日程第17 議案第22号 第2次うきは市男女共同参画基本計画の策定について
- 日程第18 議案第24号 うきは久留米環境施設組合の情報公開・個人情報保護審議会の事務委託について
- 日程第19 議案第25号 浮羽老人ホーム組合の情報公開・個人情報保護審議会の事務委託について
- 日程第20 議案第31号 うきは市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第32号 うきは市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第33号 うきは市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第23 議案第35号 うきは市職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第36号 うきは市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第37号 うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第39号 うきは市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第40号 うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第41号 うきは市乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第42号 うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 予算特別委員会の設置について
- 日程第31 予算特別委員会への議案審査付託

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸報告
- 日程第4 議案上程（報告第1号1件、議案第1号から議案第43号まで43件）
- 日程第5 市長の提案理由説明
- 日程第6 委員会調査報告（総務産業常任委員会・厚生文教常任委員会）
- 日程第7 報告第1号 専決処分の報告について（事故による損害賠償の報告について）
- 日程第8 議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例等の一部を改正する条例等の一部改正について）
- 日程第9 議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成27年度うきは市一般会計補正予算（第4号））
- 日程第10 議案第3号 教育委員会委員の任命について
- 日程第11 議案第5号 平成27年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第6号 平成27年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第13 議案第7号 平成27年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）
- 日程第14 議案第8号 平成27年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第15 議案第9号 平成27年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第10号 平成27年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第22号 第2次うきは市男女共同参画基本計画の策定について
- 日程第18 議案第24号 うきは久留米環境施設組合の情報公開・個人情報保護審議会の事務委託について
- 日程第19 議案第25号 浮羽老人ホーム組合の情報公開・個人情報保護審議会の事務委託について
- 日程第20 議案第31号 うきは市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第32号 うきは市情報公開条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第33号 うきは市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第35号 うきは市職員の勤務時間、休憩等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第36号 うきは市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第25 議案第37号 うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第39号 うきは市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第27 議案第40号 うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第28 議案第41号 うきは市乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第29 議案第42号 うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第30 予算特別委員会の設置について
- 日程第31 予算特別委員会への議案審査付託

出席議員（15名）

1番 岩淵 和明君	2番 鐘水 英一君
3番 熊懷 和明君	4番 中野 義信君
5番 佐藤 湛陽君	6番 上野 恭子君
7番 江藤 芳光君	8番 藤田 光彦君
9番 伊藤 善康君	10番 諫山 茂樹君
11番 櫛川 正男君	12番 大越 秀男君

13番 三園三次郎君

14番 高山 敏枝君

15番 岩佐 達郎君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局 長 熊懷 洋一君

記録係長 浦 聖子君

記録係 伊藤 諒平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	-----	高木 典雄君	副市長	-----	吉岡 慎一君
教育長	-----	麻生 秀喜君	市長公室長	-----	高木 勲美君
総務課長	-----	石井 好貴君	会計管理者	-----	田辺 敏文君
市民協働推進課長兼男女共同参画推進室長	-----			-----	楠原 康成君
企画財政課長	-----	金子 好治君	税務課長	-----	宇野 弘君
徴収対策室長	-----	段野 弘美君			
市民生活課長兼人権・同和対策室長	-----			-----	重富 孝治君
生涯学習課長	-----	安元 正徳君	保健課長	-----	増岡 寿君
福祉事務所長	-----	秦 克之君	住環境建設課長	-----	高瀬 智君
農林振興課長	-----	熊谷 泰次君			
うきはブランド推進課長	-----			-----	野鶴 修君
水資源対策室長	-----	高木新一郎君	学校教育課長	-----	内藤 一成君
浮羽市民課長	-----	清原 隆之君	自動車学校長	-----	今村 一朗君
総務法制係長	-----	大石 恵二君	財政係長	-----	高瀬 将嗣君

午前9時00分開会

○事務局長（熊懷 洋一君） 起立、礼。着席。

○議長（岩佐 達郎君） これから平成28年第1回うきは市議会定例会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（岩佐 達郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に3番、熊懐和明議員、4番、中野義信議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（岩佐 達郎君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日3月3日から3月23日までの21日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、会期は、本日3月3日から3月23日までの21日間と決定しました。

日程第3. 諸報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第3、諸報告を行います。

議長より諸般の報告をします。

お手元に配付しています、諸般の報告文書をごらんください。

12月15日、うきは久留米環境施設組合議会が開催されています。

以下、各会議等が開催されていますので報告しておきます。

なお、それぞれの資料を議員控室にて閲覧に供しますのでごらんください。

以上で諸般の報告を終わります。

次に、市長より行政報告がありましたら、これを許します。高木市長。

○市長（高木 典雄君） おはようございます。平成28年第1回うきは市議会定例会の招集に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

議員の皆様には常日ごろより市政運営に御理解と御協力をいただいておりますことを、まずもってお礼を申し上げます。

第1回定例会は、新年度当初予算を御審議いただく議会ではありますが、あわせて補正予算の審議や条例の制定並びに一部改正などの各種案件についても御提案申し上げております。

御審議に先立ちまして、昨年12月定例会閉会后、本日までの主だった事業等について報告をさせていただきます。

12月18日、環境省は、生物多様性保全の観点から、保全の必要性が高い全国500の地域を生物多様性保全上重要な里地里山として選定し、福岡県内から小塩地区ほたるの里を初めとする3カ所が選定をされました。今回の選定では、ゲンジボタルなど貴重な生態系が維持されてい

る小塩地区の環境と取り組みが評価されたところであります。

1月20日、かわせみホールで「支えあいのまちづくりフォーラム in うきは」が開催され、全国で初めての取り組みとなります市、社会福祉協議会、公益財団法人さわやか福祉財団の3者による包括連携協定を締結いたしました。今後、協定に基づき地域における支え合いの仕組みづくりを推進してまいります。

1月10日、吉井中学校グラウンドで消防出初め式を、かわせみホールで成人式を開催いたしました。議員の皆様におかれましては、新年のお忙しい中、御出席をいただき、まことにありがとうございました。

1月15日、地域資源を活用する4組の講師陣をパネラーに迎え、JAにじとの共催で、男女共同参画推進事業——パネルディスカッション及び交流会を開催いたしました。地元のいいものにこだわり、今あるものを流通できる商品、売れる商品に仕上げていくことをテーマに、参加者による熱心な意見交換が行われました。

1月28日、日系人初のスペースシャトル乗員であるエリソン・オニヅカ氏没後30年の命日に、祖父母のゆかりの地である浮羽町高見において慰霊祭が開催されました。同氏は昭和58年に浮羽町を訪れ、浮羽中学校での記念講演で「夢に向かって努力しよう。きっと夢はかなえられる」と語り、生徒たちに勇気を与えました。当日は浮羽中学校生徒代表などの約90名が参加し、故人の業績をしのびました。

1月29日、株式会社サンピット、久次社長より、昨年11月12日に開催された第10回食育コミュニケーター活動発表全国大会における地域密着大賞の受賞報告を受けました。これは、同社の4人の食育コミュニケーターによる食育推進の取り組みと、買い物弱者の支援として移動スーパー「ウキウキ号」運行の取り組みが高く評価されたものであります。

2月11日から4月3日にかけて、第24回筑後吉井おひなさまめぐりが開催されております。テレビ番組などの紹介等もあり、連日多くの皆さんにお越しをいただいております。

2月14日、うきは市民ロードレースが開催されました。ことしは、駅伝部には46チーム、230名の方々が、小学生マラソンには701名が参加をいただきました。当日は、あいにくの天候となりましたが、参加された選手の皆さんの熱気にあふれた素晴らしい大会になったと思います。

2月15日、福岡県が平成28年度一般会計当初予算案を発表し、その中で主な新規事業として、うきは市、久留米市にかけて約33ヘクタールの工業用地整備事業費として19億5,000万円を計上されていることが明らかとなりました。

2月16日、本市において福岡県市長会南ブロック会議を開催し、各市における地域包括ケアシステムの構築について協議を行ったところであります。

2月23日、久留米市と大川市、小郡市、大刀洗町、大木町の4市2町が協力して地域振興を図る久留米広域連携中枢都市圏の協約締結を行いました。連携中枢都市圏は国の地方創生の一環で、拠点となる都市を決め、周辺自治体が協力して地域振興を図る仕組みで、4市2町では、平成22年度から医療や子育てで市民生活を広域的に支援する定住自立圏を形成しており、この枠組みを発展させたものとなっております。

2月27日、筑後川源流プロジェクト会議、一般社団法人北部九州河川利用協会が、巨瀬川の源流である妹川の魚返り滝付近に筑後川源流の碑を建立し、除幕式が行われました。同団体では、筑後川流域の交流促進や源流地域の自然環境保護の推進のため、これまで大分県九重町や熊本県南小国町などに源流の碑を建立し、今回が6カ所目となり、新たな観光スポットとなることが期待されております。

3月1日、三春工業団地において、待望の株式会社ROKI福岡新工場の開業式が行われました。株式会社ROKIは、世界各地に生産拠点を持つ優良なグローバル企業であります。そのような優良な企業が、このうきはの地で開業されることを誇らしく思っております。市民の皆さんの雇用の場として、3月1日現在で55名が雇用され、年末までには100名の雇用が見込まれております。

以上、12月定例会閉会後の行政報告とさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で行政報告は終わりました。

これで、諸報告を終わります。

日程第4. 議案上程

○議長（岩佐 達郎君） 日程第4、議案の上程を行います。

報告第1号1件、議案第1号から議案第43号までの43件を上程します。

日程第5. 市長の提案理由説明

○議長（岩佐 達郎君） 日程第5、市長の提案理由の説明を求めます。高木市長。

○市長（高木 典雄君） 本日、平成28年第1回うきは市議会定例会を招集しましたところ、議員各位には公私とも御多忙中にもかかわらずお集まりをいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、ことしの冬は不安定な気候が続き、年明けは比較的穏やかであったものの、1月の下旬には突然40年ぶりの大寒波が襲来しました。市内では幸いなことに大きな農業被害の報告はありませんでしたが、給水管の破損などの被害が発生をいたしました。

我が国の経済についても同様に不安定な状況が続いており、国や日銀により、さまざまな経済対策がとられているものの、先行きに対してなかなか明るさを見出せない状況となっております。

2月15日に内閣府から発表された平成27年10月から12月期の国内総生産——GDP速報値によりますと、物価変動などの影響を除いた実質GDPの成長率は、前期比マイナス0.4%、年率換算でマイナス1.4%となり、2四半期ぶりのマイナス成長となりました。

我が国の経済がなかなか上昇気流に乗れない中、地方を取り巻く経済環境も厳しいものがあり、うきは市におきましても同様であります。2月26日に発表されました昨年10月に実施した国勢調査の速報値によれば、うきは市の人口は2万9,540人と、3万人を下回る状況となりました。前回の国勢調査に比べ、2,100人の減少となっていますが、この大きな要因は、国が公表しております地域経済分析システムによると、就業機会の多い久留米市や福岡市への人口流出が大きくなっていることがうかがえます。人口の維持は、地域の活力に直接結びつくものでありますから、地域の経済基盤を強固なものにするために、雇用の創出や地域産業の活性化を図っていくことは、うきは市にとって喫緊の課題となっております。

このような中、3月1日には株式会社ROKI福岡が操業を開始し、県による新産業団地の整備につきましても、新年度予算に盛り込まれたことが発表されております。これらの動きをベースとしながらも、さらなる地域経済の発展を目指すべく、さまざまな形でうきはの中に仕事をつくっていくことが必要とされております。このためには、昨年来取り組んでまいりました地方創生の動きを強化し、より実効性の高いものへと発展させていく必要があります。

具体的な方策として、国から公募がありました地方創生加速化交付金事業に対して、うきは市として2つの事業を申請しております。いずれも、うきは市の仕事創生を目的とした事業となっております。また、平成28年度早々に公募が予定されております地方創生推進交付金事業につきましても、積極的に取り組んでまいりたい所存であります。

この3月議会では、平成28年度当初予算を初め、多くの議案等を御審議いただくこととなります。平成28年度の当初予算は、7月14日の市長任期満了に伴い、市長選挙が実施されることから、骨格予算編成となっています。一方、骨格予算を基本としながらも、地方創生にかかわる継続的な取り組みを含め、先ほど申し上げました喫緊に解決すべき課題に対応するよう配慮し、予算を編成したところでもあります。新年度に向け、これまで取り組んできた地方創生にかかわる動きをさらに加速化させ、うきはの独自性を生かした活力のある地域づくりに向け、対応を図ってまいりたい所存でありますので、よろしくお願いを申し上げます。

さて、本日提案をしております議案等は人事案件1件、条例案件17件、予算案件16件、その他の案件10件となっております。

まず、報告第1号は、事故による損害賠償に関する専決処分についてであります。さきに専決処分事項として指定を受けておりました1件50万円以下の損害賠償の額を決定したことを、地方自治法第180条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。

議案第1号と議案第2号は、いずれも専決処分の承認を求めることについてであります。

議案第1号は、個人番号の利用の取り扱いの変更に伴いまして、うきは市税条例等の一部改正が必要となり専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

続きまして、議案第2号は、平成27年度うきは市一般会計補正予算（第4号）についてでございますが、専決処分をいたしましたので、議会の承認を求めるものでございます。

具体的には、ふるさと納税額の増加により予算を補正するものでございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億1,042万4,000円とするものでございます。

歳入は、寄附金7,000万円の増額補正を計上いたしております。

歳出は、総務費の総務管理費において2,750万円、予備費において4,250万円それぞれ増額補正を計上いたしております。

議案第3号は、教育委員会委員の任命についてであります。

教育委員会委員のうち1名が平成28年5月23日で任期満了となるので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、議案第4号から議案第10号までは平成27年度補正予算についてであります。

主に事務事業の確定あるいは確定見込みによる補正と、地方創生加速化交付金を活用した事業の計上及び人事院勧告等を踏まえた給与改定による予算の補正を行うものでございます。

議案第4号は、平成27年度うきは市一般会計補正予算（第5号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,256万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ156億4,299万1,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、国庫負担金1億2,155万5,000円、国庫補助金1億2,688万3,000円、県負担金1,281万5,000円の増額補正と、負担金1,290万3,000円、基金繰入金1億320万円、市債1,400万円の減額補正をそれぞれ計上しております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費1億697万3,000円、民生費では社会福祉費1億2,579万円、農林水産業費では農業費3,158万円、諸支出金では特別会計繰出金4,297万9,000円の増額補正と、民生費では児童福祉費4,505万8,000円、生活保護費4,078万8,000円、衛生費では保健衛生費2,193万1,000円、教育費では小学校費1,313万9,000円、中学校費1,400万円、社会教育費1,009万7,000円の減額補正をそれぞれ計上しております。

議案第5号は、平成27年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,099万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,480万7,000円とするものでございます。

歳入の主なものは、他会計繰入金4,481万6,000円の増額補正と、国民健康保険税151万3,000円、共同事業交付金2,079万5,000円の減額補正をそれぞれ計上いたしております。

歳出の主なものは、保険給付費では療養諸費3,253万円の増額補正と、共同事業拠出金では共同事業拠出金1,234万7,000円の減額補正をそれぞれ計上しております。

議案第6号は、平成27年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,197万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,275万5,000円とするものでございます。

歳入は、後期高齢者医療保険料2,013万7,000円、他会計繰入金183万7,000円の減額補正を計上いたしております。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合納付金では後期高齢者医療広域連合納付金2,197万4,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第7号は、平成27年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本予算は、歳出予算内の補正を行うものでございます。

学校費の学校管理費72万1,000円の増額補正と、予備費72万1,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第8号は、平成27年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

本予算は、歳出予算内の補正を行うものでございます。

予備費254万円の増額補正と、総務費の総務管理費254万円の減額補正を計上いたしております。

議案第9号は、平成27年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本予算は、歳出予算内の補正を行うものでございます。

予備費7万4,000円の増額補正と、総務費の総務管理費7万4,000円の減額補正を計上いたしております。

議案第10号は、平成27年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。

本予算は、歳出予算内の補正を行うものでございます。

予備費4万5,000円の増額補正と、総務費の総務管理費4万5,000円の減額補正を計上いたしております。

続きまして、議案第11号から議案第19号までは、平成28年度当初予算についてでございます。

議案第11号は、平成28年度うきは市一般会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額として歳入歳出それぞれ144億8,268万6,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、市民税10億2,617万2,000円、固定資産税13億621万5,000円、軽自動車税9,616万5,000円、市たばこ税1億9,400万円、地方揮発油譲与税4,930万円、自動車重量譲与税1億2,530万円、配当割交付金1,730万円、地方消費税交付金5億2,300万円、自動車取得税交付金2,890万円、地方交付税52億2,000万円、負担金2億1,079万円、使用料9,341万8,000円、手数料3,762万3,000円、国庫負担金13億9,104万8,000円、国庫補助金2億3,994万7,000円、国庫委託金1,329万7,000円、県負担金5億2,717万7,000円、県補助金5億7,303万7,000円、県委託金5,719万6,000円、財産運用収入1億5,788万5,000円、寄附金2億1万円、基金繰入金10億119万3,000円、繰越金1億円、雑入2億5,682万7,000円、市債9億9,180万円を計上いたしております。

歳出の主なものは、議会費では議会費1億3,402万8,000円、総務費では総務管理費17億4,740万4,000円、徴税費1億7,348万9,000円、戸籍住民基本台帳費6,556万6,000円、選挙費2,920万4,000円、監査委員費1,197万7,000円、民生費では社会福祉費23億3,197万9,000円、児童福祉費16億7,354万9,000円、生活保護等対策費7億2,900万6,000円、衛生費では保健衛生費3億6,052万1,000円、清掃費7億9,892万円、農林水産業費では農業費7億3,583万3,000円、林業費1億6,434万5,000円、商工費では商工費2億5,990万8,000円、土木費では土木管理費9,276万5,000円、道路橋りょう費2億9,203万6,000円、河川費1,170万5,000円、住宅費5,849万7,000円、消防費では消防費4億7,069万7,000円、教育費では教育総務費1億883万6,000円、小学校費4億3,276万9,000円、中学校費2億5,536万9,000円、社会教育費3億3,844万2,000円、保健体育費1億4,612万5,000円、災害復旧費では公共土木施設災害復旧費1,717万5,000円、公債費では公債費16億4,215万1,000円、諸支

出金では特別会計繰出金13億5,007万円、予備費としては3,599万7,000円を計上いたしております。

議案第12号は、平成28年度うきは市国民健康保険事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額として歳入歳出それぞれ49億278万円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税8億5,421万6,000円、国庫負担金7億8,844万3,000円、国庫補助金3億4,696万8,000円、療養給付費等交付金9,049万4,000円、前期高齢者交付金9億804万5,000円、県負担金3,902万9,000円、県補助金2億113万8,000円、共同事業交付金12億2,738万6,000円、他会計繰入金4億4,188万4,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費4,164万円、保険給付費では療養諸費25億7,540万2,000円、高額療養費3億4,191万3,000円、出産育児諸費2,101万2,000円、後期高齢者支援金等では後期高齢者支援金等4億6,525万3,000円、介護納付金では介護納付金1億8,908万6,000円、共同事業拠出金では共同事業拠出金12億1,576万4,000円、保健事業費では特定健康診査等事業費3,316万3,000円を計上いたしております。

議案第13号は、平成28年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額として歳入歳出それぞれ4億4,112万1,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料2億8,592万3,000円、他会計繰入金1億5,418万6,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、総務費では総務管理費1,125万2,000円、後期高齢者医療広域連合納付金では後期高齢者医療広域連合納付金4億2,306万1,000円を計上いたしております。

議案第14号は、平成28年度うきは市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額として歳入歳出それぞれ2,446万5,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、繰越金2,100万円、貸付金元利収入333万3,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、公債費229万2,000円、予備費2,215万4,000円を計上いたしております。

議案第15号は、平成28年度うきは市立自動車学校特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額として歳入歳出それぞれ1億5,545万4,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、授業料1億1,461万4,000円、基金繰入金1,588万9,000円、受託事業収入1,093万3,000円を計上いたしております。

歳出の主なものは、学校費では学校管理費1億474万4,000円、事業費4,513万8,000円を計上いたしております。

議案第16号は、平成28年度うきは市簡易水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額として歳入歳出それぞれ2,079万8,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、使用料789万2,000円、他会計繰入金800万円、基金繰入金300万円、繰越金172万8,000円を計上いたしております。

歳出は、総務費では総務管理費311万6,000円、維持管理費1,046万7,000円、公債費では公債費608万6,000円、予備費112万9,000円を計上いたしております。

議案第17号は、平成28年度うきは市下水道事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額として歳入歳出それぞれ11億4,186万9,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、分担金2,849万1,000円、使用料3億4,378万3,000円、他会計繰入金6億9,400万円、繰越金1,097万9,000円、市債6,020万円を計上いたしております。

歳出では、総務費では総務管理費8,811万円、維持管理費2億4,723万3,000円、下水道事業費では公共下水道事業費9,297万1,000円、公債費では公債費6億9,383万5,000円、予備費1,972万円を計上いたしております。

議案第18号は、平成28年度うきは市農業集落排水事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額として歳入歳出それぞれ2,930万3,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、使用料492万5,000円、他会計繰入金2,200万円、繰越金237万1,000円を計上いたしております。

歳出では、総務費では総務管理費621万6,000円、維持管理費793万9,000円、公債費では公債費1,333万7,000円、予備費181万1,000円を計上いたしております。

議案第19号は、平成28年度うきは市浄化槽整備事業特別会計予算についてであります。

歳入歳出予算の総額として歳入歳出それぞれ5,304万4,000円を計上しているものでございます。

歳入の主なものは、使用料1,271万6,000円、国庫補助金245万3,000円、他会計繰入金3,000万円、繰越金166万円、市債410万円を計上いたしております。

歳出は、総務費では総務管理費668万円、維持管理費2,969万9,000円、浄化槽整備事業費では浄化槽整備事業費751万2,000円、公債費では公債費773万5,000円、予備費141万8,000円を計上いたしております。

議案第20号は、うきは市辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定により、辺地に係る総合整備計画の策定について議会の議決を求めるものでございます。

議案第21号は、うきは市道路線の認定についてであります。

寄附による市道路線1件の認定について、議会の議決を求めるものでございます。

議案第22号は、第2次うきは市男女共同参画基本計画の策定についてであります。

第2次うきは市男女共同参画基本計画の策定について、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第23号は、第2次うきは市人権教育・啓発基本計画の策定についてであります。

第2次うきは市人権教育・啓発基本計画の策定について、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第24号は、うきは久留米環境施設組合の情報公開・個人情報保護審議会の事務委託についてであります。

地方自治法第292条で準用する同法第252条の14の規定により、情報公開・個人情報保護審議会に関する事務委託について、同法第292条で準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第25号は、浮羽老人ホーム組合の情報公開・個人情報保護審議会の事務委託についてであります。

議案第24号同様、地方自治法第292条で準用する同法第252条の14の規定により、情報公開・個人情報保護審議会に関する事務委託について、同法第292条で準用する同法第252条の2第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第26号は、うきは市デイサービスセンター条例を廃止する条例の制定についてであります。

施設の現況等を踏まえ、当該条例を廃止するものでございます。

議案第27号は、市有財産の無償譲渡についてであります。

議案第26号で普通財産となる施設について、介護事業に活用するため、無償で譲渡をお願いしたいとの、うきは市社会福祉協議会の要望を受け、無償譲渡したいので、地方自治法第96条

第1項第6号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第28号は、うきは市立自動車学校職員の給与等に関する条例の制定についてであります。
地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、条例を制定するものでございます。

議案第29号は、うきは市立自動車学校職員の給与及び旅費に関する条例を廃止する条例の制定についてであります。

議案第28号の条例制定を踏まえ、当条例を廃止するものでございます。

議案第30号は、うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

うきは市新川田籠滞在型交流施設注連原住宅の設置及び管理に関する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案第31号は、うきは市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成26年法律第68号により制定された改正行政不服審査法の施行に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

議案第32号は、うきは市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

平成26年法律第68号により制定された改正行政不服審査法の施行に伴い、うきは市情報公開条例の一部を改正するものでございます。

議案第33号は、うきは市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これにつきましても、平成26年法律第68号により制定された改正行政不服審査法の施行に伴い、うきは市個人情報保護条例の一部を改正するものでございます。

議案第34号は、うきは市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告等を踏まえ、職員の給与にかかわる条例を改正するものでございます。

議案第35号は、うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

地方公務員法の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第36号は、うきは市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、本条例の一部改正を行うものでございます。

議案第37号は、うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

県の条例改正を受けて、うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正するものであります。

議案第38号は、うきは市町並み交流館商家条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

指定管理者に施設の管理を行わせることができるよう、条例の一部を改正するものでございます。

議案第39号は、うきは市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてであります。朝田保育所、千足保育所の廃止に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第40号は、うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第41号は、うきは市乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

県の乳幼児医療費支給制度の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第42号は、うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

県のひとり親家庭等医療費支給制度の改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第43号は、うきは市立公園条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

指定管理者に公園の管理を行わせることができるよう、条例の一部を改正するものでございます。

以上、提案理由の概要につきまして説明を申し上げましたが、各議案の内容説明につきましては、議題とされました際に改めて担当課長より御説明をいたします。

いずれの議案も市政執行上、緊要なものでございますので、御審議の上、御議決賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

日程第6. 委員会調査報告

○議長（岩佐 達郎君） 日程第6、委員会調査報告を行います。

本件につきましては、総務産業常任委員会、厚生文教常任委員会より、閉会中の継続調査申し出があつておりましたので、その調査報告を求めます。7番、江藤総務産業委員長。

○総務産業常任委員長（江藤 芳光君） それでは、平成27年第4回うきは市議会定例会において、閉会中の継続調査申し出の所管事務調査を行いましたので、市議会委員会条例第36条の規定により、次のとおり御報告を申し上げたいと思います。

その前に、12月議会で議長から、この報告が大変時間が長いという御指摘もいただきました。なおかつ、今回の議会運営委員会で、それでも長いということでございまして、できるだけ要点のみを御報告させていただきたいと思っております。したがって、御質問等に当たりまして、本質等の内容にとどめていただいて、具体的な内容についてはお配りいたしておりますので、この報告書をお読みになった上で、なおかつまだ必要であれば、その後に、私を初め委員のほうにお尋ねをいただきたいというふうに思います。

それでは、御報告を申し上げます。

今回の調査のテーマは3つございまして、1点目が、税等滞納徴収対策に関する調査、それから、自動車学校の経営及び運営状況に関する調査、さらに地方創生総合戦略に関する調査でございます。

まず、税等滞納徴収対策に関する調査でございます。

調査の概要でございますが、今年2月19日に午前中、市役所のほうで実施をいたしました。出席者については、当総務産業常任委員会の8人と徴収対策室からお二人、議会事務局でございます。

調査の要旨でございますが、広報にも掲載された税の収納状況等、徴収対策室と徴収対策アドバイザーによる滞納処分等の取り組みと、その実績でございます。この中で主な議論といたしましては、まず、しっかりアドバイザーの指導のもとに滞納処分に取り組んでいただいておりますが、基本的なことといたしまして、この滞納処分に取り組むに当たりましては、単なる法的な手続や事務的な対応ではなくて、まずは家族等にその事実を認識させることが重要かつ有効な措置ではないかということが冒頭、意見として、相互に認識をするところでございます。

それから、不納欠損処分につきましては、現在、税については――税は市税、国保等でございますが、適切に対応されておりますけれども、いわゆる公債権――下水道等です。それから、私債権――住宅の使用料等についても、早期に滞納管理の一元化を図るように求めたところがあります。これに対しまして、対策室のほうからは、平成28年度――来年度でございますけれども、保育料と後期高齢者医療事業を行うと予定ということでございまして、今後、徴収対策室としては、公・私債権についても速やかに対応し得る体制を確立するよう努めるということで回答をいただいております。

特に、この徴収対策につきましては、職員の急激な成長がうかがわれております。この中で、職員は徴収徴収を体験させるべきだとの委員からの意見が出されております。これについて、アドバイザーからの御意見として、「それは望ましいことでもありますけれども、この仕事については、専門性と根気を要する職務の性格上、人事異動の期間予測から職務遂行に対する意欲が散漫になるなど、徴収に積極的にならない傾向がある」ということでございます。つまり、大変な

業務でございますので、職員が定期的であると、もう、自分はここに一定とどまればいいという気持ちから、なかなか意欲が芽生えないということでもございました。そういうこと等々が、いろいろ専門的なものを含めてやりとりをいたしたところでございます。

所見といたしましては、一昨年に開設いたしました徴収対策室は、アドバイザーの招聘とも相まって、その努力により堅実な実績が評価されております。特にアドバイザーの指導効果は、業務の専門性にとどまらず、職員、なおかつ人間としての成長に係る心理効果にも絶大な影響を及ぼしております。

何点か先ほど挙げましたけども、職員の成長・強化には目覚ましいものがございます、この職務に全職員が携わる人事システムが求められるゆえんとも言えます。さらにアドバイザーの実務経験による「税滞納徴収の手法についての一考察」を目の当たりにいたしまして、国税と市民税の制度的性格は根本的に相違しているものの、滞納者との対人間による心理的かつ理論的な闘いにこそ職務の本質があり、達成感による職員の成長が裏づけられているのではないかというふうに認識したところであります。

特に今回の調査で議会として改めて認識したことにつきましては、1点目が、これまで単に結果数字——決算にあらわれてきますけれども、滞納処分の実績を評価し、指摘をしてきましたが、同市内において、一般市民として居住する職員の職務の困難性、また夜間等の不規則な勤務時間、暴言、暴力等の対処、行政処分等の専門性ほかいろいろな課題とするところであります。

2点目は、国税徴収の対象は、あくまでも利益に対する強制であり、市税等は利益の可否にかかわらず、市民の納税義務に違反した、いわば低所得者または生活困窮者にも及ぶ困難な業務であるということであります。

3点目は、経済的に納税が困難な滞納市民と、納税が可能な誠意のない滞納者、いわゆる悪質滞納者との区分と対応が重要であるという認識でございます。

次に、自動車学校の経営及び運用状況に関する調査であります。

まずは、全国で公立の自動車学校が4カ所でございます、うきは市を含んでおりますが、その最寄りの自動車学校である国東市立国東自動車学校に、今年1月27日に視察を行ったところであります。出席は当委員会の委員と当自動車学校の校長ほか2名ですね。事務局、それから国東市のほうから校長ほか事務担当2名が対応をいただきました。

調査の趣旨でありますけれども、全国でも4校となった公立自動車学校の抱える課題等について、取り組みなどを調査いたしました。

主な議論となったのは、まず経営でございます。国東のほうについては、今のところ、当市と一緒にございまして、一般会計からの繰り入れは、今のところないということでもございました。

また、自動車学校の存続について、るる議論をいたしました。国東のほうについては、隣接の

自動車学校と40キロ以上離れておりまして、この自動車学校は市民の要望によって設立された自動車学校でございました。民営では経営不振により撤退などの懸念がございまして、公立でやっていくという方針でございます。さらには、経営状況はよくないが、その方針により、議会からの指摘は現在のところはないということでございます。

後日、市内調査ということで、当自動車学校のほうで視察等も踏まえ、うきは市自動車学校の経営の現況について調査をいたしたところであります。

この中の主な議論といたしましては、校長が述べられた課題としては、校舎等施設が20年を経過いたしておりますので、施設の維持管理と人材育成が課題であるということでございます。

それから次に、課題としては、その人材育成ということございまして、指導員は採用してから指導員の試験を受けるということでございますが、現在のところ、連続した4回の試験のうち、6科目の必須科目をクリアしないといけないということで、今のところ、1回で合格する人がいないという実情から、人材育成が困難な状況にあるということでお伺いをいたしているところであります。

それから、入校生については人口減少、それから少子化等相まってどんどん減少している状況でございますが、今のところ戦略としては、日田方面の取り込みが課題ということでございます。トップセールスを校長みずからやっているという状況でございますが、何より地元のうきは市からの、浮羽町、吉井町からも、しっかりまずは地元のほうで取り組んでいただきたいという意見が強く出されておるところでございます。

それから、これは例年決算で指摘をいたしております自動車学校職員の給与制度につきましては、今議会に条例案が提案されておりますので、そこでの審議になろうかというふうに思っております。

自動車学校に対する所見でございますが、本調査につきましては、全国の公立自動車学校は4カ所、うきは市、それから視察に参りました国東市、それから北海道の中頓別町、群馬県の中条町、この4カ所ございまして、先ほど申し上げましたとおりに、最寄りの大分県の国東自動車学校を視察したところであります。

所見につきましては、申し上げましたとおり、少子高齢化等により経営が年々厳しくなる一方でございますが、国東のほうでは地理的にも民間自動車学校との競争がなく、まして学校が市民として必須の存在であり、経営において議会からの指摘や懸念はないという実情から、結果として当うきは市自動車学校の参考に資する成果は特別には得られなかったということでございます。

後日、当自動車学校の調査におきましては3点掲げております。

1点が、自動車学校校長を初め、職員の身分と給与等の安定した根拠を早急に整備すること、今議会に提案されております。

それから2点目は、唯一公立の自動車学校の利点、安い授業料や信頼性等を生かした入校者の確保をいかにPRし、あらゆる誘因アイデアを駆使することにかかっているのではないかと。

3点目、問題は新規指導員をいかに育成するかにあると。

以上の点につきまして、集中審議を行ったところであります。

3点目のテーマでありますが、地方創生総合戦略に関する調査。

1月27日、国東自動車学校の前日に行いました。

視察の場所は、大分県の由布市役所でございます。

出席者については、同様でございますが、由布市のほうから、この総合戦略にかかわる職員3名に対応いただいております。

調査の要旨でございますが、人口減少、観光、農業を含む産業などの課題に取り組む地方創生総合戦略について、他市の状況を調査したものであります。

主な議論といたしましては、由布市の場合、まず基本となる人口ビジョン、2015年の人口は由布市が3万4,619人、うきは市が3万375人ございまして、現在の出生率が1.63に対しまして、うきは市は1.53でございます。これが2040年の推計では、由布市の人口が3万175人、うきは市は2万3,225人と推計をいたしております。出生率は由布市が2.3、それからうきは市は2.19としております。ただ、大分県の場合は、由布の場合だけでなく、大分県全体が県との調整で人口推計、それから出生率等の推計値をはかっているということでございました。うきは市の場合は独自の試算でやっております。

それから2点目は、観光立国である湯布院——由布市の合併の1つの中心的な湯布院でありますが、これが福岡市、大分市と連携して、Wi-Fi環境の整備とともにインバウンド、いわゆる外国人旅行者の受け入れに重点を置き、市民のおもてなし、意識の向上、あらゆる施設等への多言語化を図るとしております。

それからもう一つ、由布市では、2019年のワールドカップや2020年のオリンピック、パラリンピックに向けて、アスリートを育てることを1つの戦略に掲げているところであります。

まだ幾つもございますが、総合的な所見でありますが、最初、総合戦略を積極的に進めているという、市民を挙げて進めているという中津市を予定いたしておりましたけども、中津市のほうが対外行事のために急遽お断りがございましたので、由布市に変更を余儀なくしたところであります。

由布市は、湯布院という観光の拠点がありまして、総合戦略の策定には豊富な資源が存するという期待をもって赴いたところであります。その結果、いずれの自治体も人口減少を起因とした危機感が強く、地理的条件や観光資源を駆使した戦略展開が描かれており、担当職員の労苦が見てとれました。特に由布市の湯布院は、自然景観と温泉を武器にボランティア等による地

域おこしの成功をなし遂げた憧れの観光拠点として、四季折々に多くの観光客が訪れる一大ブランドを形成しております。

これを踏まえまして、うきは市としては、観光等を目的に九州横断道路を走り福岡都市圏等から大分方面に向かう車をいかに朝倉インター、さらには東の玄関口と言われる杷木インターから市内への誘引、また、都市生活者の田舎暮らしを求める回帰志向や田園志向の広がりを受け入れる都市との交流、さらには外国人観光客——インバウンドへの観光基盤の整備等が課題であり、その点を重視して調査を行ってきたところであります。

以上でございます。報告を終わります。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

以上で総務産業常任委員会の調査報告を終わります。

次に、12番、大越厚生文教常任委員長。

○厚生文教常任委員長（大越 秀男君） 平成27年第4回市議会定例会において申し出をしていました厚生文教委員会の閉会中の調査について報告をいたします。

まず、市内文化財の保存・活用に関する現地調査について。

今回は、吉井町域の屋形古墳群と溝口天満宮の木造観音立像及び絵馬、浮羽町域内の諏訪神社の絵馬及びかゆ占いの歴史と記録、また、平川家住宅などを調査いたしました。

古墳群については、未調査を含め、想像以上にその数の多さ、また、全国唯一と言われるカエルが描かれた装飾古墳の珍敷塚古墳を中心とした屋形古墳群の保存整備計画が現在進行中であるとの説明がありました。神社とその所蔵品については、農業が基幹産業である、うきは市にとって、それを裏づける農耕絵馬、かゆ占いなど、貴重な資料であることを再認識いたしました。文化財の保護と保存の重要性については、単に物の保存ではなく、特に装飾古墳など、今の私たちが1500年の歴史の記録を後世に伝えていく責任と重要性は、費用対効果の面だけでは語れないことであることを再認識いたしました。

次に、少子化に伴う学校統廃合の取り組みについてであります。

2月8日から2月9日の2日間でやりました。この調査については、学校教育課長にも御同行いただき調査をいたしました。調査は、南島原市議会事務局を訪問して調査しました。

南島原市は平成18年に8町が合併してできた市で、平成24年4月1日現在の小学校数は31校、分校6校、また、学級数は151、複式学級29でした。これを平成29年4月1日の

目標として、1学級21人以上、1学年2学級以上の設定で、小学校数13、学級数95、複式学級2に再編の計画で進んできましたが、地域や保護者の反対で延期もしくは白紙に戻すスケジュール変更の措置がとられ、現在の計画は学校数17、分校数2、学級数104、複式学級3に計画が変更されているとのことであります。

既に南有馬ブロックという、これは旧南有馬小学校、吉川小学校、白木野小学校、古園小学校、梅谷小学校、これが統合合併されておりますが、その実例からの感想として、生徒については友達かふえて交流の範囲が広がった、財政的には大きなメリットである、統廃合は何のためにするかを明確にすること、校区住民や関係団体との対話は十分すること、計画に理解が得られない場合には無理をしないで白紙に戻す決断も必要である、通学距離が長くなる生徒の交通手段の確保が重要だが、スクールバスの利用について基本的な考えを示すこと、跡地については跡地活用検討委員会などを設置し、その有効活用について十分な協議をすること。

以上を学んでまいりました。

次に、教育現場におけるタブレット端末導入の取り組みについて、長崎市議会事務局を訪問し、調査を行いました。

長崎市では平成26年度、まず、小学校73校のうち10校に合計395台、中学校に合計84台、それぞれ1学級分ずつパソコン室のかわりとしてモデル的に導入し、平成27年度には残りの全小学校にも1,887台を整備して、全学年が利用できるようにしているということでありました。

機種を選定については選定委員会を開き、アプリ、セキュリティ、費用の3面から検討をし、最終的にiPadを選定したとのことであります。端末機導入は市内業者に全て振り分け、その後、設定と保守については、入札によりそれぞれの専門業者と契約をしているということでありました。

メリットについては、基本である黒板授業が変わるものではないが、タブレットをプラス機能として活用できる。あるいは、友達同士のノート共有ができるので学習意欲が高まった。言葉ではなく視角で伝えるので、授業がわかりやすい。それから、ICT支援員の特別な配置はないということでありましたが、支援については、教育研究所でサポートしているということでありました。電子黒板は学力向上が狙いであるが、タブレット端末は情報活用力の育成が狙いであり、あくまでも1つの分野の機能として活用すべきで、週に1、ないしは2時間程度の利用が望ましく、アナログ的授業の重要性は変わらないということでもあります。ICT活用教育は時代の流れと捉えるべきで、家庭で与える必要はないのではないかということでありました。

次に、ICTを活用した教育推進の取り組み及びキャリア教育による社会性育成の取り組みについてであります。

佐賀県議会事務局を訪問し、調査を行いました。

佐賀県におけるICT教育の方針は、平成18年12月公布の教育基本法の改正にうたわれている「ICTの活用等による新たな学びの推進」に明示された国の21世紀型教育への移行計画と、それに伴う地方財政措置に連動する形で進められております。

基本的な考えとしては、パソコンを初めとした幅広いICT機器を教育現場に導入することは、これからの情報化あるいはグローバル社会の中で求められる力を養うことであり、今までの読み・書き・そろばんのような基礎学力に加え、新しいツールを活用することで、教育の質の向上による学力向上と新たな教育スタイルの確立を目指すものであるとの認識である旨の説明がありました。

大学入試センター試験についても、現在の中学1年生が受験するときは、パソコンを使った試験の導入などが計画されており、パソコンテストは答えに行き着くまでのプロセスがわかることで、そのことが重要性であるとの国の認識であることを理解することができました。

キャリア教育については、小学校で実施している内容など、我がうきは市が行っている手法との違いはほとんどありませんでしたが、特筆すべき取り組みとして、他校との統合案が提示されていた県立太良高校は、地域の存続要望に対応するため、県の教育課題に対応する高等学校を目指し、「既存の全日制高等学校では十分に対応できていない不登校経験者、発達障害のある生徒、高校中途退学者で全日制高校で学ぶ意欲と能力のある生徒に対して教育の機会を広げる」を目的に、全県から40人の生徒を募集し、学区募集枠40人とともに、平成23年度から80人の生徒が通う高校として生まれ変わり、できない状況にある生徒を適切な支援でできる生徒に育てる取り組みで卒業生の進学と就職率は100%を達成しており、今、全国から注目を集めているとのことであります。

ICT教育は時代の趨勢であり、避けて通ることはできないことであるとのことと、キャリア教育についての太良高校の取り組みは非常に参考になる事例でありました。

なお、浮羽医師会との懇談会については、ここで報告いたしません、報告書には詳細について報告しておりますので、ぜひごらんいただきたいと思っております。

以上、厚生文教常任委員会からの報告といたします。

○議長（岩佐 達郎君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

委員長、自席へお戻りください。

日程第7. 報告第1号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第7、報告第1号専決処分の報告について（事故による損害賠償の報告について）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案書1ページをお開きください。

報告第1号専決処分の報告について。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、平成27年12月28日付で別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

理由、平成27年12月10日に発生した、うきは市浮羽町新川の市道上に舗装穴が存在したことにより、走行中の原動機付自動車が転倒し、当該原動機付自動車の車体を損傷せしめた事故で、相手方の損害を賠償するため専決処分したものでございます。

続いて、2ページでございます。

専決第10号専決処分書。

地方自治法第180条第1項の規定に基づき、議会の議決により指定された市長の専決処分事項について、次のとおり専決処分する。平成27年12月28日。うきは市長高木典雄。

市は、市が管理する道路に舗装穴が存在したことにより、走行中の原動機付自動車が転倒して当該原動機付自動車の車体を損傷せしめた事故について、損害賠償の額を次のとおり決定する。

1、損害賠償の額。2万6,590円。

2、損害賠償の相手方。住所、●●●●●●●●●●●●●●●●。氏名、●●●●●●。

損害賠償の額2万6,590円は、損傷した車両の修理費の過失割合分でございます。なお、事故発生概要等につきましては、別紙でお配りしております資料に記載しておりますので、参照をお願いいたします。この件につきましては、総合賠償補償保険にて全額対象となっていることを申し添えます。今後は、より一層の道路の安全な維持管理に努め、係る事故の発生することのないように取り組んでまいります。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、報告第1号の報告を終わります。

日程第 8. 議案第 1 号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第 8、議案第 1 号専決処分の承認を求めることについて（うきは市税条例等の一部を改正する条例等の一部改正について）を議題とします。

説明を求めます。税務課長。

○税務課長（宇野 弘君） 議案書の 3 ページをお開きください。

議案第 1 号専決処分の承認を求めることについて。

うきは市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正することについて、別紙のとおり専決処分をしたので報告し、議会の承認を求める。平成 28 年 3 月 3 日提出。うきは市長高木典雄。

4 ページをお願いいたします。

専決第 9 号専決処分書。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、次のことを専決処分する。

うきは市税条例等の一部を改正する条例の一部を別紙のとおり改正すること。平成 27 年 12 月 28 日。うきは市長高木典雄。

これにつきましては、平成 28 年度与党税制改正大綱が去年の 12 月 16 日に決定されましたが、このときに個人番号の利用の取扱いの一部見直す方針が示されました。これを踏まえ、去年の 3 月に専決処分を行い、6 月議会で報告し、承認をいただきました。うきは市税条例等の一部を改正する条例の一部改正することが必要となりました。しかし、この条例がことしの 1 月 1 日から施行されることとなっていたため、議会を招集する時間がないということで専決処分をさせていただいたものでございます。

議案の 5 ページをごらんください。

専決処分をさせていただきました、うきは市税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。

うきは市税条例等の一部を改正する条例の一部を次のように改正するとありまして、その後、第 1 条のうちうきは市税条例第 51 条云々と続いておりますが、ここに書いてあります第 1 条といますのは、去年の 3 月に専決処分を行い、6 月議会で報告し御承認をいただいた、うきは市税条例等の一部を改正する条例の中の第 1 条を指しております。

それでは、改正内容についてお手元の新旧対照表により説明をさせていただきます。

新旧対照表の 1 ページをごらんください。

新旧対照表の 1 ページの下の方に市民税の減免第 51 条とあります。右側の現行のほうを見てくださいと、下のほうに下線を引いたところがございますが、「(1) 納税義務者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は事務所若しくは事業所の所在地及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をい

う。)又は法人番号」となっておりますが、左側の改正案では、個人番号の関係の条文を全て削除して、法人番号関係の条文のみを残しております。

また、ページを1枚めくっていただきまして2ページを見ていただきますと、特別土地保有税の減免第139条の3のところの第2項の(1)のところでございますが、ここも先ほどの市民税の減免と同じように、個人番号の関係部分の条文を削除して、法人番号の条文だけを残した改正となっております。

ということで、市民税及び特別土地保有税の減免申請をする場合においては、減免申請書に個人番号を記入しなくてもよいという内容の改正でございます。

今回、見直しを行った理由でございますが、市民税の申告書を提出するときに、既に市民税の申告書の中に個人番号を記入して出していただいておりますので、その後さらに減免申請書を提出する場合、個人番号の記入や本人確認などを行うことにより、何度も市民に負担を求めることになるので、国民の負担軽減を図るためという目的による改正でございます。また、特別土地保有税の減免申請の場合も同じ理由から、個人番号の記入を不要としたものでございます。なお、法人番号のほうは本人確認等の負担はありませんので、変更はしないこととなっております。

専決処分によります改正内容及び改正理由について、以上、報告させていただきます。

○議長(岩佐 達郎君) 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩佐 達郎君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第1号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩佐 達郎君) 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩佐 達郎君) 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(岩佐 達郎君) 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は承認することに決しました。

日程第9. 議案第2号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第9、議案第2号専決処分の承認を求めることについて（平成27年度うきは市一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

説明を求めます。企画財政課長。

○企画財政課長（金子 好治君） お手元に議案書とあわせまして、先に事前配付をしております左上に平成28年1月18日専決第1号、うきは市補正予算書をお手元にお願いいたします。

それでは提案いたします。議案書の6ページをお願いいたします。

議案第2号専決処分の承認を求めることについて。

平成27年度うきは市一般会計補正予算（第4号）について、別紙のとおり専決処分したので報告し、議会の承認を求め。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

次の7ページをお願いいたします。

専決第1号専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定により、次のことを専決処分する。

記。

平成27年度うきは市一般会計補正予算（第4号）を別紙のとおり定めること。平成28年1月18日。うきは市長高木典雄。

続きまして、別紙の予算書のほうをお願いいたします。予算書の1ページをお願いいたします。

専決第1号平成27年度うきは市一般会計補正予算（第4号）。

平成27年度うきは市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ155億1,042万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年1月18日。うきは市長高木典雄。

9ページをお願いいたします。

まず、歳入のほうから説明を申し上げます。

17款1項2目指定寄附金、補正額7,000万円。内容につきましては、総務費寄附金のふるさと・うきは「まごころ寄附金」分でございます。

次のページをお願いいたします。

歳出のほうでございます。2款1項8目企画費、補正額2,750万円。内訳につきましては、8節報償費2,500万円、それから12節役務費250万円、通信運搬費と手数料でございます。

続きまして、14款1項1目予備費、補正額4,250万円、歳入歳出の調整によるものでござ

ございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第2号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は承認することに決しました。

ここで暫時休憩とします。10時50分より再開します。

午前10時35分休憩

午前10時50分再開

○議長（岩佐 達郎君） 再開します。

日程第10、議案第3号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第10、議案第3号教育委員会委員の任命についてを議題とします。説明を求めます。市長。

○市長（高木 典雄君） 教育委員の任命でございますが、うきは市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定によりまして、議会の同意を求めますのでございます。

住所、氏名、生年月日、職業の順に読み上げて御提案をさせていただきます。

うきは市●●●●●●●●●●●●●●●●、家永由里子、昭和36年6月29日、看護師でございま

す。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第3号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は同意することに決しました。

日程第11. 議案第5号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第11、議案第5号平成27年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 補正予算書の65ページをお願いいたします。

議案第5号平成27年度うきは市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度うきは市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,099万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50億2,480万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。71ページをお願いいたします。

歳入です。1款1項2目退職被保険者等国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分151万3,000円の減額補正です。補正後の額は3,063万円でございます。平成27年10月末の調定額から収入見込みにより補正を行うものでございます。

次のページをお願いします。

3款1項3目特定健康診査等負担金62万7,000円の減額補正です。補正後の額は468万9,000円です。平成27年度負担金の確定によるものでございます。

次のページをお願いします。

6款1項2目特定健康診査等負担金88万5,000円の減額補正です。補正後の額は443万1,000円です。交付決定通知により補正を行うものでございます。

次のページをお願いいたします。

7款1項2目保険財政共同安定化事業交付金2,079万5,000円の減額補正です。補正後は10億7,105万1,000円でございます。国保連合会平成27年度分の交付額の決定により減額をするものでございます。

次のページをお願いします。

9款1項1目一般会計繰入金4,481万6,000円の増額補正です。補正後の額は5億8,213万6,000円です。今回の補正で生じた収入と支出のバランスをとるための補正でございます。

次のページをお願いいたします。次に歳出です。

2款1項1目一般被保険者療養給付費、19節負担金、補助及び交付金3,253万円の増額補正です。補正後の額は24億7,842万1,000円です。これは平成28年2月審査分の見込みを試算により補正を行うものでございます。

次のページをお願いします。

3款1項1目後期高齢者支援金、19節負担金、補助及び交付金、後期高齢者支援金81万3,000円の増額補正です。補正後の額は4億9,598万4,000円です。

次のページをお願いいたします。

7款1項2目保険財政共同安定化事業拠出金、19節負担金、補助及び交付金1,234万7,000円の減額補正です。補正後の額は10億9,234万7,000円です。これは保険財政共同安定化事業拠出金の額の確定により減額をするものです。

次のページをお願いします。

8款1項1目特定健康診査等事業費、財源の組みかえによるものでございます。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 3点ほどお尋ねいたします。

まず1つは、74ページですけれども、歳入のほうのところで保険財政共同安定化事業交付金、これは、ことしから大幅に事業を拡大してきたという経過があるかと思えます。そういう点では、補正額が2,000万円ということで決定に至るということでございますけれども、今回の事業拡大というのは、所得格差の是正だとか保険税の格差の問題、それから、法定外繰り入れ関係の縮小とかという、そういった面から施策が行われていると思えますけれども、その経過について、うきは市としてどのようなことが見えたのかをちょっとお尋ねしたいというふうに思っております。それが第1点目。

第2点目は、75ページになりますけれども、一般会計繰入金ということで4,481万6,000円ということですが、それぞれの法定繰り入れの内訳、それから法定外の見込みについて、どのように見込んでおられるかお尋ねしたいというふうに思います。

それから3点目、歳出のほうで全般ですけれども、今回2月の数値をもとに確定に近い状態だというふうに思っておりますけれども、昨年よりちょっと節の区分のところ、少ないというか、項目としては少ないというふうに思っておりますけれども、ほぼこれで確定なのかどうかと、3点、お尋ねしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 3点ほど質問を受けました。

1点目が74ページ、保険財政共同安定化事業交付金についてでございますが、これにつきましては、県内の市町村国保間の保険料の平準化、それから財政の安定化を図るために、医療費の規模を被保険者に応じて市町村から拠出金を徴収して、3万円以上の医療費に交付するというふうになっておりましたが、今、議員からもありましたように、27年度からは全ての医療を対象にするということで、今回につきましては、前年度は4億8,468万5,000円のところが、このように大幅に――5億8,600万円程度、大幅な増額をしているところでございます。

これにつきましては、うきは市の見通しということでございますが、今回、安定化事業等については、これは先ほど言いましたように、県内の市町村の医療費の程度によって分配が決まってくるので、そういった意味では、今回は、うきは市については交付金よりも拠出金のほうが多いというような結果が出ておるところでございます。ほかの市町村で大幅な――医療費の高いところがあったためのそういったマイナス、交付金のほうが少ないというような結果が出ております。

それから繰入金、法定内、法定外でございます。

今回の4,481万6,000円につきましては、これにつきましては全て法定内でございます。

27年度の総額でいきますと、現在、繰入金5億8,213万6,000円ですが、法定内は3億3,888万2,000円となります。法定外が2億4,825万4,000円となります。

歳出につきましては、医療費等の給付費等については、まだ動きがありますので確定ではございません。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第5号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は可決することに決しました。

日程第12. 議案第6号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第12、議案第6号平成27年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 補正予算書の81ページをお願いいたします。

議案第6号平成27年度うきは市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度うきは市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,197万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,275万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。87ページをお願いいたします。

歳入、1款1項1目特別徴収保険料、1節現年度特別徴収保険料2,770万8,000円の減額の補正でございます。12月現在の調定額によるものでございます。

2目普通徴収保険料、1節現年度普通徴収保険料757万1,000円の増額です。これも12月現在の調定によるものです

次のページをお願いいたします。

3款1項1目一般会計繰入金183万7,000円の減額補正でございます。

次に歳出ですが、90ページをお願いいたします。

2款1項後期高齢者医療広域連合納付金、19節負担金、補助及び交付金2,197万4,000円の減額補正です。27年度納付金の額の確定により減額をするものでございます。

次のページをお願いします。

4款1項1目予備費5万6,000円の財源の調整によるものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 私のほうから職員の人件費の補正について説明させていただきます。89ページ関連ですが、92ページをお開き願います。

給与費明細書でございます。給与費につきましては、給料で3万円、職員手当で2万6,000円の合計5万6,000円の増額となっております。給与改定に伴う人件費への影響額5万6,000円の増額を見込んで計上させていただいておるところです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 87ページですけれども、特別徴収保険料というのが13.4%、そこにありますように2,770万8,000円も減額になってありますが、その大きい理由はどういうことが原因してるのか、説明をお願いします。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 特別徴収保険料につきましては、これにつきましては、連合会の割り当てによって調定を行っております。今回、今現在の調定金額ということで、連合会からの交付通知により、今回それにあわせたものでございます。

○議長（岩佐 達郎君） 13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 連合会からの通知によりということですが、何で減額になったか、それは聞いてないわけですか。13.4%ということになりますと、かなり大きい金額ですからね。そのように連合会から連絡があったら、何で減額になったのか、それは理由を聞いてもらわなきゃ、わかってあったらお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 申しわけございません。これ、後で報告させていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 後でということでもいいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第6号については委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は可決することに決しました。

日程第13. 議案第7号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第13、議案第7号平成27年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 補正予算書93ページをお開き願います。

議案第7号平成27年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度うきは市立自動車学校特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、100ページをお願いします。

職員の人件費の補正について説明をさせていただきます。

給与費につきましては、給料で27万8,000円、職員手当で44万3,000円の合計72万1,000円の増額補正とさせていただいております。給与改定に伴う人件費への影響額72万1,000円の増額を見込んで計上させていただいているところです。

戻りまして、99ページ、予備費でございますが、総務管理費の増加分を予備費で調整させていただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第7号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は可決することに決しました。

日程第14. 議案第8号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第14、議案第8号平成27年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 補正予算書101ページをお開き願います。

議案第8号平成27年度うきは市下水道事業特別会計補正予算（第3号）。

平成27年度うきは市の下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、108ページをお願いします。

職員の人件費の補正について、説明をさせていただきます。

給与費につきましては、給料で6万円の増額、職員手当で200万円の減額、合計で差し引き194万円の減額となっております。給与改定に伴う人件費への影響額については、下水道事業特別会計で30万3,000円の増額、それ以外の時間外勤務手当の決算見込み等に伴うものが224万3,000円の減額をそれぞれ見込んでおります。合わせますと、合計欄に記載しております194万円の減額を計上させていただいております。

戻りまして、107ページ、予備費でございます。一般管理費の減額分を予備費で調整させていただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第8号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は可決することに決しました。

日程第15. 議案第9号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第15、議案第9号平成27年度うきは市農業集落排水事業特別会

計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 補正予算書109ページをお開き願います。

議案第9号平成27年度うきは市農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度うきは市の農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、116ページをお願いします。

職員の人件費の補正について御説明させていただきます。

給与費につきましては、職員手当で7万4,000円の減額、合計で7万4,000円の減額となっております。給与改定に伴う人件費への影響額につきましては、農業集落排水事業特別会計で2万6,000円の増額、それ以外で、時間外勤務手当の決算見込み等に伴うものが10万円の減額を見込んでおまして、合わせますと、合計欄に記載しております7万4,000円の減額を計上させていただいております。

戻りまして、115ページ、予備費ですが、一般管理費の減額分を予備費で調整をさせていただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第9号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は可決することに決しました。

日程第16. 議案第10号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第16、議案第10号平成27年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 補正予算書117ページをお開き願います。

議案第10号平成27年度うきは市浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）。

平成27年度うきは市の浄化槽整備事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

続いて、124ページをお願いします。

職員の人件費の補正について御説明をさせていただきます。

給与費につきましては、給料で3万円の増額、職員手当で7万5,000円の減額、合計で4万5,000円の減額とさせていただいております。給与改定に伴う人件費への影響額につきましては、浄化槽整備事業特別会計で5万5,000円の増額を見込んでおります。それ以外の時間外勤務手当の決算見込みに伴うものが10万円の減額を見込んでおり、合計欄に合わせたところの4万5,000円の減額補正を計上させていただいております。

戻りまして、123ページ、予備費ですが、一般管理費の減額分を予備費で調整をさせていただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第10号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は可決することに決しました。

日程第17. 議案第22号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第17、議案第22号第2次うきは市男女共同参画基本計画の策定についてを議題とします。

説明を求めます。男女共同参画推進室長。

○男女共同参画推進室長（楠原 康成君） 議案の説明の前に、お配りをしておりました第2次うきは市男女共同参画基本計画に訂正がございましたので、差しかえをお願いいたします。

訂正内容につきましては、今回の基本計画書の13ページのグラフの数字に関する部分でございます。婚姻率、離婚率の数字を算定するに当たり、当初時点では3月31日時点でのデータで作成をしておりましたが、2月5日の全員協議会におきまして、なぜ3月31日時点なのかというふうな御意見等をいただきましたので、御指摘いただきましたので、再度調査を依頼いたしましたところ、10月1日時点での資料が判明をいたしましたので、3月31日のデータの計算が間違っているわけではございませんけれども、業者のほうからも訂正の申し出もあっており、内容を精査いたしました結果、ほかのデータとの整合性を図るべきというふうな判断をいたしました。訂正の資料が間に合いませんでしたので、本日お配りをしております資料と差しかえをお願いいたします。申しわけございませんでした。

議案書の12ページをお開きください。

第2次うきは市男女共同参画基本計画の策定について。

第2次うきは市男女共同参画基本計画を策定することについて、うきは市議会基本条例第15条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。平成28年3月3日提出。うきは市長高木典雄。

今回の第2次うきは市男女共同参画基本計画につきましては、1月8日の全員協議会におきまして配付させていただいておりますので、細部の説明は省略させていただきます。本計画の特

徹的な部分を説明させていただきます。

まず、うきは市の現状を統計、それから市民意識調査のデータから見てみますと、性別による固定的な役割分担、それから、社会慣習や社会制度などが依然として根強く残っており、多くの課題が存在すると判断しております。さらに、人口減少や高齢化社会が進み、社会情勢が大きく変わっていく中で、その変化に対応するための計画として策定しております。また国、県、それから市の総合計画、市の人権教育・啓発基本計画との連携も図りながら、平成28年から平成37年までの10年間の計画としていただいております。

なお、今回の基本計画は、うきは市男女共同参画推進条例に掲げる基本条例の理念に基づき、重点的な視点として3項目を設定し、さらに5項目の基本目標を設定することで事務の推進を図ることとしております。男女共同参画に気づききっかけとなるような情報の提供や講座の開催、また新たな取り組みとして、男女共同参画の視点から、起業・創業を希望する女性に対する支援等も今回の計画に位置づけて、うきは市の男女共同参画計画の推進に関する施策を総合的、計画的に進めていくための計画として策定しているものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 基本的なことを1つだけお尋ねします。

私の信条は、謙虚に反省し、反省に学ぶでございますので、あえて1つだけ質問させていただきたいと思っております。

男女共同参画基本法の中には、第9条地方公共団体の責務がございまして、地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し及び実施する責務を有すると、つまり所管は首長であります。高木市長のときではございませんけれども、当市は平成24年4月から平成27年3月までは、所管は教育委員会にありました。そして、4月より現在の所管に戻っております。もう、戻っているからいいじゃないかということじゃなくて、あえて反省でございます。

組織変更する場合には、やっぱり法律を遵守して緊張感を持って組織力を生かせる。そして、市政執行が行えるような体制を念頭に置いて、そして実施すべきというふうに思いますが、市長の見解を求めます。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 確かに男女共同参画社会の形成というのは、大きな行政課題と捉えておりまして、昨年4月の機構改革で市民協働推進課——新たに設置された課の中で、そちらのほうに移行させていただきました。ちょうど時あたかも、議員御案内のように、昨年8月に略称で

ありますが女性活躍推進法という法律ができました。安倍総理も常々言われているように、女性の活躍推進なくして日本の経済の再生はないと、このように思っております。ぜひ女性の社会進出といいますか、特に就業率の向上をしっかりと図るべく地域社会を形成していくのが大きな課題だと、このように認識しておりますので、今回、第2次基本計画を認めていただけますならば、しっかりした計画にのっとりた施策を推進してまいりたいと、このように考えております。

○議長（岩佐 達郎君） 10番、諫山議員。

○議員（10番 諫山 茂樹君） 基本計画の中身については、これでいいし、しっかりやっていただきたいというふうに思うんですが、今、反省しているのは、やはり所管が法にうたわれていれば、法にのっとりた所管にしてもらって、組織力を生かせるような所管にしていきたいと。ぶれることがなく、三、四年でもとに戻ったわけでありまして、そういうことでもありますので、そういう組織がえのときは十分考える必要があるんじゃないだろうかということをお聞きしているわけでございます。

三、四年でもとに戻ったわけですよ。それまでは首長の所管にあったわけですけど、それから教育長のほうに行っておりましたので、そういうことを言っているわけでございます。反省の意味を込めて。平成24年4月から27年3月まで。今後考えますということでもいいですよ。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘の件はちょっと確認をさせていただきますが、まず、法的にのっとりた組織の整備という話でいきますと、法的にどういう所管で実施しなさいという定めはないと、このように承知しております。

2点目が、議員の御指摘は、私の就任前でしょうけれども、平成24年3月31日までは市長部局にあった組織を24年4月1日に教育委員会部局に移して、そして昨年27年4月1日にまた市長部局に移して、こういうぶれるような組織整備はいかかなものかという御指摘だろうと、このように思います。

大変そういう視点で御指摘されるということは本当に不徳のいたすところではありますが、昨年の機構改革で、私の市政方針として、やはりあるものを生かす。その中で人と地域資源ということで今、施策を打っております。その人の中で、まさに市民協働推進課を設置しまして、コミュニティ支援係と同時に、やはり市民の中に男女共同参画意識をどう普及していくかという、その一体的な対応というのがやはり今こそ求められているという判断で、昨年また市長部局に戻したということでもあります。御指摘はしっかり踏まえまして、またしっかり対応していきたいと思っておりますが、少なくとも私が担わせていただく市政運営の範囲でおきましたらば、この人と地域資源をしっかり生かしていく世界でありますので、その範疇の中でぶれるようなことはございません。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 素朴な視点からお尋ねしたいと思います。

立派な計画書が、10年計画ができております。はい、そうですかということではいけないというふうに思いましたので、できれば市長にお伺いしたいと思います。

平成11年に男女共同参画基本法が制定されて15年が過ぎたところですね。こういう男女共同参画というものについては、15年が過ぎて、さらに15年という大変時間がかかってくる取り組みだというふうに思います。ただ、申し上げたいのは、今の現状あたりが男女共同参画の数値としては出てますけども、実態としては、うきは市の私が知る身近なところでは、旧態依然の男女共同参画以前に、住民の皆さんがほとんど関心意欲が低下しているという現実があるかどうかという事は、市長も否定はできない部分があるだろうというふうに思っております。

特に議会もそうですけれども、職員の皆さんもしっかり前を向いて、やはりやっていこうという意識というのが、これは全国的な兆候ですけれども、この間も市長にちょっとある議会に行くときにお話ししたんですけれども、例えば、地域では区長さんになろうという人が押しやりへしやりでいなくなった現状、これは議員に出るといふこともありますし、職員の皆さんもそれだけの責任ある立場になろうという職員の意欲というものも陰ながらよくお伺いをします。これは全国的な兆候であろうというふうに思いますので、そういうものを踏まえ、また審議会等での女性の比率を高めようということも当然でありますけれども、私が出席する審議会では女性の発言がほとんど聞かれません。

等々を考えると、目標等と現状分析、それから数値上の目標あたりは結構ですけれども、例えば、役所の職員もここにありますが、19ページですか、239人の職員の総数に対して99名の女性がいらっしゃいます。これは41.4%と書いてますけれども、補佐、係長級は28.6%ですけれども、課長級はゼロです。数年前は女性の管理職の方が二、三いらっしゃったと思いますけれども、これはその時々々の組織の実情ですから、それをどうこう言うつもりもありませんけれども、やはりそのあたりのまず意欲というものを、まず、市役所の職員が総じてそういう意識改革を住民の皆さんに伝播するような取り組みをしないと、こういう計画書ができて、また同じ繰り返しだということが一番懸念する1人でもありますので、まずは住民の人口も減ってますので、なおさら住民の皆さんの意欲をいかに高めていくかというのが根本的な課題だというふうに思いますので、そのあたりを市長はどうお考えなのかを、それを踏まえながら、それを基本に置いて、この10年間の計画というものにスタートいただきたいと思うんですが、市長の思いと見解をお尋ねいたします。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘のように、この男女共同参画社会の形成づくりというのは、先ほどから申し上げますように、重要な施策というふうに位置づけております。

まず、議員と認識を一緒にするものでありますが、どうしても従前の男女共同参画となりますと、男女同権の域を出なくて、またかというような形でなかなか議論が深まらない傾向がありました。そんな中で、昨年8月に女性の活躍推進法という法律が出ました。これは本当に女性の活躍なくして日本の経済の再生がないというのは、やはり今、日本の経済で一番大きな課題は、生産年齢人口——もちろん人口が減っていることも大きいんですが、その中で15歳から64歳の生産年齢人口が減っていることが経済の潜在成長率を押し下げると、ここが大きな懸念であります。

したがって、どう出生率を上げるかということですが、でも、今、出生率が上がっても、その方たちが生産年齢人口に到達するためには15年から20年かかる。そうすると、今いる女性の力を活用しないと日本の経済はもたないということで、ぜひとも仕事につかれてない女性をどう社会参画し、そして就業機会を与えるかというのが大きな課題であります。そうしますと、やはりワーク・ライフ・バランスという社会をきちんとつくらないと、なかなかそういうふうには持っていけない。ワーク・ライフ・バランスというのは、仕事と子育ての両立、そしてもっとスケールアップしますと、仕事と親の介護との両立、もっと広くいきますと、仕事と生活の両立、これがワーク・ライフ・バランスです。

したがって、ここは非常に重要な課題だと認識してまして、町内におきまして、昨年度から職員研修ということで、全職員、このワーク・ライフ・バランス研修というのを昨年もやりましたし、一昨年も実施をさせていただきました。この2次計画がお認めいただけましたらば、しっかり職員が先頭に立って、まずはしっかり認識をして、市民にこの輪が広がっていくような、そういう体制をしっかり敷いてまいりたいと、このように考えているところであります。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 先ほど10番議員から、所管が行政から教育委員会に変わったり、また戻ったりという御意見がございました。

うきは市の男女共同参画推進条例というのを見ますと、やはり行政が取り組まなきゃならんという項目が非常に多いんですよ。特に今度の計画の中でも、基本目標の3番では、誰もが参画できる男女共同参画による地域社会づくり、これはやっぱり教育委員会だけではどうにもならないということになるわけです。基本目標の4番で、特に（2）でありますように、農業者、商業者等への支援ということになりますと、やはり教育委員会だけではどうも手がつかないという状況でありますので、私はやはり行政がこういう男女共同参画の推進を図るためには、行政が真正面から取り組んでいただかなきゃならんと思いますので、ぜひそのように所管をはっきりしていただくようお願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 市長。

○市長（高木 典雄君） 御指摘も踏まえまして、昨年、市長部局に移管をしましたので、しっかり今の御指摘を踏まえて組織体制を図ってまいりたいと、このように思います。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第22号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は可決することに決しました。

日程第18 議案第24号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第18、議案第24号うきは久留米環境施設組合の情報公開・個人情報保護審議会の事務委託についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案第24号でございます。14ページからですが、14ページを省略しまして、15ページをお開きください。

うきは久留米環境施設組合の情報公開・個人情報保護審議会の事務委託に関する規約案を記載しております。

この案件につきましては、現行の行政不服審査法の抜本の見直しによりまして、平成28年4月1日より改正行政不服審査法が施行されることに伴い、一部事務組合である、うきは久留米環境施設組合が、その構成団体である、うきは市に情報公開・個人情報保護審議会の事務に関して規約を定めて委託するものであります。うきは市側は受託をするということになります。

具体的には、改正行政不服審査法第81条の規定により、一部事務組合にも設置が義務づけられる行政不服審査法上の第三者機関を、うきは久留米環境施設組合の要請を受けて、この事務委

託の規約により、うきは市が受託することとするものであります。発生する経費につきましては、規約案第3条に規定しておりますように、一部事務組合の負担とするものであります。なお、この規約の施行日は、改正行政不服審査法が施行されます28年4月1日としているところであります。また、この規約につきましては、県知事への届け出が必要となっております。事前に市町村支援課のほうに内容を確認していただいていることを申し添えさせていただきます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第24号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第24号は可決することに決しました。

日程第19. 議案第25号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第19、議案第25号浮羽老人ホーム組合の情報公開・個人情報保護審議会の事務委託についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案書16ページの議案第25号についてでございます。17ページをお開きください。

浮羽老人ホーム組合との情報公開・個人情報保護審議会の事務委託に関する規約案を記載しております。

この案件につきましては、さきの議案第24号の事務委託同様に、現行の行政不服審査法の抜

本の見直しによって、平成28年4月1日より改正行政不服審査法が施行されることに伴い、一部事務組合である浮羽老人ホーム組合が、その構成団体である、うきは市に情報公開・個人情報保護審議会の事務を、規約を定めて委託するものであります。

以下は、環境施設組合の分、先ほどの議案第24号と同じです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第25号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は可決することに決しました。

日程第20、議案第31号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第20、議案第31号うきは市行政手続条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案書38ページ、議案第31号についてでございます。39ページをお開き願います。

うきは市行政手続条例等の一部を改正する条例案について、40ページにかけて記載をさせていただきます。

この案件につきましては、改正行政不服審査法が平成28年4月1日より施行され、不服申し立ての種類を原則として審査請求に一本化されたことなどに伴い、条例中の関係する部分の文言

の整理をさせていただいております。

第1条は、うきは市行政手続条例について、第2条は、うきは市固定資産評価審査委員会条例について、第3条は、うきは市税条例について、第4条は、うきは市ふれあい運動広場整備に関する条例について、第5条は、うきは市山村振興農林漁業対策事業の事業費負担金徴収に関する条例について、第6条は、うきは市農林水産業施設災害復旧事業の負担金徴収に関する条例について、第7条は、うきは市消防施設事業分担金賦課徴収及び補助金交付に関する条例についてでございます。

改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、それぞれの条例の関係部分の文言の整理を行っているものでございます。新旧対照表では、3ページから9ページにかけて記載をさせていただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第31号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第31号は可決することに決しました。

日程第21. 議案第32号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第21、議案第32号うきは市情報公開条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案第32号でございます。議案書41ページからでございます。議案書42ページをお開きください。

うきは市情報公開条例の一部を改正する条例案について、43ページにかけて記載をさせていただいております。

この案件につきましては、改正行政不服審査法が平成28年4月1日に施行されることに伴い、本来であれば行政不服審査を担当する第三者機関を設置すべきですが、既存の第三者機関である、うきは市情報公開・個人情報保護審議会に、従前の役割に加えて行政不服審査法上の第三者機関の役割を付与して対応する改正と、不服申し立てを審査請求に改正するほか、法施行に伴う条例文言の整理をさせていただいております。

新旧対照表では、10ページから12ページにかけて記載をさせていただいております。

申しわけありません。ここで1点おわびを申し上げます。この条例改正に係る新旧対照表が、13ページから15ページにかけて重複して掲載しております。削除をお願いします。チェック漏れです、申しわけありません。ダブっております。そのことによって、13から15ページの番号が欠番となります。申しわけありません。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第32号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第32号は可決することに決しました。

日程第 2 2 . 議案第 3 3 号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第 2 2、議案第 3 3 号うきは市個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案第 3 3 号、議案書の 4 4 ページからでございます。議案書 4 5 ページをお開きください。

うきは市個人情報保護条例の一部を改正する条例案につきまして、4 6 ページにかけて記載をさせていただきます。

この議案につきましても、さきの議案第 3 2 号と同様に、改正行政不服審査法が平成 2 8 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、本来であれば、行政不服審査を担当する第三者機関を設置すべきところを、既存の第三者機関である、うきは市情報公開・個人情報保護審議会に、従前の役割に加えて行政不服審査法上の第三者機関の役割を付与して対応する改正と、不服申し立てを審査請求に改正するほか、法施行に伴う条例文言の整理をさせていただきます。

新旧対照表では、1 6 ページから 1 8 ページにかけて記載をさせていただきます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第 3 3 号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第 3 3 号は可決することに決しました。

日程第23. 議案第35号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第23、議案第35号うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案第35号でございます。議案書の60ページからでございます。議案書61ページをお開きください。

うきは市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について記載をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

このことにつきましては、地方公務員法の一部改正により第24条第2項が削除され、以降の項が繰り上がることとなったため、引用条項の番号が変わることにより条例を改正するものです。なお、施行は、地方公務員法の施行と同じく平成28年4月1日としているところです。

新旧対照表では、43ページに記載をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第35号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は可決することに決しました。

日程第24. 議案第36号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第24、議案第36号うきは市議会の議員その他非常勤の職員の公

務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。総務課長。

○総務課長（石井 好貴君） 議案第36号、議案書の62ページからでございます。議案書63ページをお開きください。

うきは市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例案につきまして、66ページにかけて記載をさせていただいております。

この案件につきましては、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行により、共済年金が厚生年金に統一されることに伴い、改正条例案の第1条におきまして、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法及び地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う本条例の一部改正を行い、改正条例案の第2条におきまして、条例により支給される年金たる補償との併給調整の調整率等を改めるため、条例の一部改正を行うものでございます。

新旧対照表では、44ページから47ページにかけて記載をさせていただいております。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第36号については委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は可決することに決しました。

日程第25. 議案第37号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第25、議案第37号うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。学校教育課長。

○学校教育課長（内藤 一成君） 議案書の67ページの議案第37号です。68ページ、69ページをごらんください。

うきは市少人数指導特別教員条例の一部を改正する条例案でございます。

この条例につきましては、福岡県公立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の実施に伴い改正を行うものであります。適用につきましては、平成27年4月1日から適用するよういたしております。よろしく申し上げます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

お諮りします。議案第37号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号は可決することに決しました。

日程第26. 議案第39号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第26、議案第39号うきは市立保育所設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 議案書74ページでございます。

うきは市保育所設置条例の一部を改正いたします。内容につきましては、75ページでござい

ます。

うきは市保育所設置条例の一部を改正する条例。

第2条の表うきは市立朝田保育所の項及びうきは市立千足保育所の項を削ります。平成28年4月1日より、民間保育所でございます、うきは幸輪保育園が開園をいたします。そのことに伴い、うきは市立朝田保育所及びうきは市立千足保育所を廃止するものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

お諮りします。議案第39号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第39号は可決することに決しました。

日程第27. 議案第40号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第27、議案第40号うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 議案書の76ページです。

うきは市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定です。

議案の内容については、77ページでございます。

この改正理由でございますが、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準並びに家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が平成28年2月18日に公布されたことにより改正するものでございます。

市町村は、家庭的保育事業等の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないようになっております。ただし、現在うきは市では、家庭的保育事業等の実施はございません。なお、保育所、認定こども園を含む児童福祉施設の設備運営については、児童福祉法第45条で、都道府県が条例で基準を定めなければならないと規定されておりますので、福岡県においては、2月県議会で改正の提案がなされているところでございます。

この改正の背景は、国は1億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべく対策において、待機児童解消を確実なものにするため、これまでの対策に加え、より一層即効的な対応が必要な状況となっていると判断し、保育における労働力、受注に対応するよう保育の質を落とさず、保育士が行う業務について要件を一定程度柔軟化することにより、保育の担い手の裾野を広げるとともに、保育士の勤務環境の改善を支援していくということでございます。

条文を説明いたします。

附則第5条の次に、次の4条を加えます。

第6条の内容ですが、保育士の最低2人の配置要件が、朝夕児童が少ない時間帯においては、保育士資格を有しない一定の者を配置できるようになります。

第7条です。幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭の普通免許状を持っている者を保育士とみなすことができるようになります。

第8条、最低基準以上の保育士数については、保育士資格を有しない者が活用可能となります。

第9条、幼稚園教諭等を活用する場合は、保育士資格を有する者を3分の2以上配置しなければならないという内容でございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。13番、三園議員。

○議員（13番 三園三次郎君） 77ページの第6条ですけれども、末尾に「保育士と同等の知識及び経験を有すると市長が認める者を置かなければならない」と定めてありますが、この基準はどうなってるか、お願いしたいと思います。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 保育士と同等の知識及び経験を有する者ということでございますが、具体的には、福岡県が実施している子育てマイスター研修と、これ、シルバー人材センターの方たちが子育て支援するときに、このマイスターの研修を受けております。そういう方々

が該当をすると思われます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。5番、佐藤議員。

○議員（5番 佐藤 湛陽君） 第7条の保育士とみなすことができるということでございますが、私、ちょっとわかりませんが、3歳未満と3歳から就学前と3歳から小学校までかな。それはどういふふうな資格になつとるとですかね。その資格のあれが全然わからんから、内容の。ここには小学校の教諭、養護ということをして、保育所ということを書いとるけど、保育所の年齢別の資格はどうなつてののかということを知りたいわけですが。

○議長（岩佐 達郎君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（秦 克之君） 年齢別という質問の意味がわからないんですけども、一応保育所は保育士の資格が要ると。それに加えて、保育士が不足しているんで、幼稚園の免状がございまして。幼稚園の免状を持っていても保育士の資格がない方、それと小学校の免状を持ってある方、養護教諭の免状を持ってある方を保育士としてみなしますということです。ですから、年齢とかに関係なく保育所、家庭的保育事業の設備、運営ということですので、そういう方たちも当分の間は保育士として見ますよと。ですから、今まで保育士だけしか保育士として勤務できなかったものが、そういった方たちも勤務できるようになりますということです。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第40号については委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第40号は可決することに決しました。

日程第28. 議案第41号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第28、議案第41号うきは市乳幼児・子ども医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 議案書の80ページをお願いします。新旧対照表は57ページから60ページとなっています。それと、きょう配付しております28年度当初予算補足資料がございますが、こちらの36ページを御参照していただきたいと思います。

改正の理由といたしましては、当初予算補足資料にありますように、県の乳幼児医療費支給制度が平成28年10月1日改正されるのにあわせて、医療費の助成対象を小学生の通院まで拡大するものでございます。補足資料の表がございますが、左側が現行、右側が改正案でございます。上段が県の改正案、下が今回のうきは市の改正案でございます。

乳幼児・子ども医療費の支給につきましては、昨年4月1日より県に準拠していたものを入院については中学生まで拡大をしておりました。今回の改正では、入院については、県は小学生までとしておりますが、うきは市については、中学生の入院については現行どおりということで県より手当てを厚くしております。また通院については、3歳以上就学前については、県の改正は600円を800円までとしておりますが、うきは市については現行のとおり、月600円までは支給しないと、県の改正よりも手当てを厚くしております。小学生の入院については、県に準拠して月1,200円までは支給しないとしております。1,200円以上医療費がかかった場合、支給するということとなります。

続きまして、新旧対照表57ページをお願いいたします。

題名中「乳幼児・」を削り「子ども医療」としております。

第1条中、「乳幼児及び」を削り「子ども」としております。

第2条は、1号を新設し、子どもの定義を「乳幼児、児童」としております。

それから第2号で、「乳幼児は次のいずれかに該当する者をいう」としております。

それから3号では、児童について定義をし、アで小学生、イで中学生——うきは市の場合は中学生まで入院に対応しますので定義をしております。入院については、県は小学生まで、うきは市は中学生までということでこのように分けております。

対照表の58ページをお願いします。

第3条第2項1号、2号の項を削っております。

それから、第4条第1項第1号「児童の入院の場合は1日につき500円までは支給しない」としております。児童の小学生、中学生が対象となります。

59ページをお願いします。

2号アで、3歳以上就学前の乳幼児、通院については1日600円、イで小学生の通院については一月1,200円までは支給しないとしております。

5条以下につきましては、題名等の変更によるものが主な改正でございます。

議案書の81ページに戻っていただきたいと思っております。

附則でございます。

施行期日は、この条例は平成28年10月1日から施行とし、同日以降に受ける医療に係る子ども医療費から適用するとなります。

2、市長は、前項の規定にかかわらず、施行日前においても改正後のうきは市子ども医療費の支給に関する条例第2条第2号イの乳幼児及び第3号の児童に係る子どもの医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子どもの医療証を交付することができるとしております。

3、うきは市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正するとしております。第3条第2項第3号中「乳幼児・」及び「乳幼児及び」を削ると。

4、うきは市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例の一部を次のように改正する。別表第1及び別表第2表中の「乳幼児・」を削る。いずれも題名等の変更によるものでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。1番、岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 4点ほどお尋ねいたします。

1つは、ちょっとわからないのでお尋ねなんですけど、例えば、月内で内科と外科、通った場合に、この600円または1,200円ですかね、それを払えば大丈夫ということになるんですかね。月内に1医療機関に限られるのか、あるいは2カ所通っても大丈夫なのかを確認したいというのが1点目。

それと2点目に、今まで中学の入院については現物給付じゃなかったと思うんですけども、今回の改正は現物給付という形になるのかどうかというのを確認したいというふうに思います。

それから3点目、国保にかかわるこの間、資格証明書発行とか短期保険証関係で、子供のいる世帯に対する対応というのは現状どうなってるか。あるいは、今回改めて拡大するわけなので、100%きちんとフォローできるのかどうかというのを確認したいと思っております。

それからもう1点は、拡大するに当たって、国は国保に関するペナルティーというのを設けていると思っておりますけれども、その額について今後どういうふうに対応するのか。あるいは、全国の市長会とかとの関係もあるかと思っておりますけれども、今後どういう方向をうきは市としては進めている

くのかを確認したいと思います。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 1点目の月内の病院の関係ですが、これについては、それぞれの病院ごとに600円、1,200円ということが対象になる。ですから、A病院とB病院にかかったとすると、A病院は600円まで支払わなくちゃいけないし、B病院も600円までを支払うということになります。

それから2点目が、中学生の入院を拡大しておりました。これにつきましては、今、入院した場合、申請して後からということ、中学生についてはそのような形になると思います。

それから、国保の資格について、子供の対応がこれで100%かということですよ。小学生の入院、中学生の入院については申請主義ですので、本人が申請しないと受けられないというところにはなります。あと、小学生の通院に関しては、医療証が小学生はもう、発行されますので、その子ども医療で病院にかかれば、現物給付が受けられるという形になります。

それから4点目の、ペナルティーが与えられております。現在、乳幼児医療をした場合、市単独とかでした場合にはペナルティーがかかっております。これについては国のほうに今、知事会とか市長会とかがペナルティーを、少子高齢化時代にこういった市町村が手厚くやっているのに、それに反するのじゃないかと。ペナルティーを与えるのはということで、今、ペナルティーをしないようにという依頼をしているところでございますが、これについては、今、いろいろ国のほうも検討をしているところでございますが、結論的なものはまだ至ってないというところでございます。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 3点目にお尋ねした資格証明書や国保の短期証明書の発行される世帯についてですけれども、今回改めて子ども医療証ですかね、ということで発行されるわけですけれども、これは無条件に申請されれば発行するというところで理解してよろしいですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 保険証については、今言いますように、短期でそれぞれになると思います。1カ月、3カ月。子ども医療証については、1年という形で対応になる。1年ですかね。（「10月から」と呼ぶ者あり）そうですね、10月から1年という形で対応となります。

○議長（岩佐 達郎君） 岩淵議員。

○議員（1番 岩淵 和明君） 条件をつけないということで理解してよろしいですかということの確認なんですけど。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） そのような条件をつけないというところで考えております。この点については、ちょっと担当と確認させていただいて、後で報告させていただきます。

○議長（岩佐 達郎君） ほかに。7番、江藤議員。

○議員（7番 江藤 芳光君） 確認です。

附則の第1項、28年の本年10月1日、半年以上ありますが、早いにこしたことはないんですけども、医療費については10月から適用ですよ。これは2項の関係において、やはり事前に子どもさんに医療証を交付するという1つの準備期間、予備期間をとということで、10月1日に施行日がなっているという理解でよろしいんですか。いや、もう、それは早く一部改正を制定することは当然望ましいかもしれませんが、この第2項を見ると、医療費の受給資格の認定を行い、及び受給資格者に対して子ども医療証を交付することができる——施行日前においてということになっていますが、そういう意味で理解してよろしいんですか。

○議長（岩佐 達郎君） 市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 子ども医療証については、毎年10月1日で発行しております。それで10月1日と。

それと2については、それ以前に医療証を発行しなくちゃいけませんので、2についてはそういう形で書いていると。

以上です。

○議長（岩佐 達郎君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第41号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は可決することに決し

ました。

日程第29. 議案第42号

○議長（岩佐 達郎君） 日程第29、議案第42号うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。議案の朗読は省略します。

説明を求めます。市民生活課長。

○市民生活課長（重富 孝治君） 議案書の83ページをお願いいたします。新旧対照表は、61、62ページでございます。

改正の理由といたしましては、県の乳幼児医療費支給制度が平成28年10月1日に改正するにあわせて、県の改正にあわせて改正をするものでございます。

うきは市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中、「を超える」を「以上である」に改める。

附則。

この条例は、平成28年10月1日から施行する。

以上でございます。

○議長（岩佐 達郎君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第42号については委員会付託を省略したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、委員会付託を省略することに決しました。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 討論なしと認めます。

採決します。本案を可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号については可決することに決しました。

日程第30. 予算特別委員会の設置について

○議長（岩佐 達郎君） 日程第30、予算特別委員会の設置についてを議題とします。

お諮りします。平成28年度うきは市一般会計予算の審査を行うため、議員全員による特別委員会を設置したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議員全員による予算特別委員会を設置することに決しました。

お諮りします。予算特別委員会の委員長及び副委員長の選出については、議長の指名推選にしたいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議長の指名推選で行うことに決定しました。

予算特別委員会の委員長に14番、高山敏枝議員、副委員長に13番、三園三次郎議員を指名して決定します。

日程第31. 予算特別委員会への議案審査付託

○議長（岩佐 達郎君） 日程第31、予算特別委員会への議案審査付託を議題とします。

お諮りします。議案第11号平成28年度うきは市一般会計予算を予算特別委員会へ審査付託したいと思いますが御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（岩佐 達郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号平成28年度うきは市一般会計予算を予算特別委員会へ審査付託することに決しました。

○議長（岩佐 達郎君） 以上で本日の議事日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

連絡します。あす3月4日から3月6日までは休会とし、3月7日、本会議を開き、一般質問を行います。

以上です。

○事務局長（熊懐 洋一君） 起立、礼。お疲れさまでした。

午後0時22分散会
